

# AMT/NEWSLETTER

## Corporate

2025 年 4 月 9 日

### 令和 7 年 政令・内閣府令案等の公表を踏まえた 大量保有報告制度の改正による実務への影響

弁護士 加納 さやか / 弁護士 原口 夕梨花 / 弁護士 松岡 亮太郎

2024 年 5 月 15 日に成立した「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」(令和 6 年法律 32 号)(以下「本法律改正」といいます。)に関して、金融庁は、2025 年 3 月 14 日に、大量保有報告制度に係る政令・内閣府令案等を公表しました(以下「本政省令案等」といいます。)<sup>1</sup>。

本法律改正及び本政省令案等による大量保有報告制度の変更は、実務に大きな影響を与えることが予想されるため、本ニュースレターで改正の概要と実務への影響をお届けします。本政省令案等による大量保有報告制度の変更は、本法律改正時に予定されていた範囲に収まらないものもあり、特に様式改正による実務への影響も大きいものと予想されます。

本書の日付時点において、本政省令案等の施行日は定まっておらず(ただし、2024 年 5 月 22 日から 2 年以内とされています。)、パブリックコメントのプロセス(2025 年 4 月 13 日が意見の期限)の終了後、所要の経路を経て公布、施行の予定とされています。なお、公開買付制度の変更も予定されているところ、改正の概要と実務への影響については別 NL<sup>2</sup>にて解説しています。

※本書での条文番号は本法律改正・本政省令案等を基準にしています。

トピック	概要・分析
企業と投資家の対話の促進に向けた規定の整備等 (実質的共同保有者の要件の変更・整備、重要提案行為等の範囲の明確化・限定)	<p>&lt;これまでの概要:本法律改正の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 協働エンゲージメント(中長期的な企業価値向上のため、他の機関投資家と協働して個別の投資先企業と対話を行うこと)を促進する観点から、以下の要件の全てに該当する場合が実質的共同保有者の範囲から除外されました(法 27 条の 23 第 5 項)。</li><li>① 保有者及び他の保有者が金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者又は投資運用業を行う者に限る。)、銀行その他の内閣府令で定める者であること</li><li>② 共同して重要提案行為等を行うことを合意の目的としないこと</li><li>③ 共同して議決権その他の権利を行使することの合意(個別の権利の行使ごとの合意として政令で定めるものに限る。)であること</li></ul> <p>&lt;今回:本政省令案等&gt;</p>

1 <https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20250314/20250314.html>(2025 年 4 月 7 日最終閲覧)

2 「政省令案の公表を踏まえた公開買付制度の改正による実務への影響(速報)」

[https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1\\_pdf/250326.pdf](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins1_pdf/250326.pdf)(AMT/NEWSLETTER。2025 年 3 月 26 日)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 上記①の「内閣府令で定める者」は、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者）、銀行、信託会社、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工中央金庫並びに外国の法令に準拠して外国において第一種金融商品取引業、投資運用業、銀行業、信託業又は保険事業を営む者とする定められました（府令案 5 条の 2 の 2）。</li> <li>■ 上記②については、重要提案行為等に以下の変更がありました（政令案 14 条の 8 の 2 第 1 項）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（追加） <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表執行役の選定・解職</li> <li>・投資法人の執行役員の選任・解任</li> <li>・役員を選任</li> </ul> </li> <li>（削除） <ul style="list-style-type: none"> <li>・支配人その他の重要な使用人の選任・解任</li> <li>・支店その他の重要な組織の設置、変更又は廃止</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>また、重要提案行為等に、発行者以外の者による取得であって、みなし共同保有者と合わせて 100 分の 50 を超える数の議決権に係る株式を所有することとなる場合が追加されました（府令案 16 条 4 号）。</p> <p>また、QA36 により、重要提案行為等に該当する行為が QA において例示されつつ明確化がなされました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 上記③の「政令で定めるもの」は、以下の 3 つの要件全てを満たすものとされました（政令案 14 条の 6 の 3、QA26）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該発行者の株主総会又は投資主総会ごとにする合意であって、</li> <li>・合意の対象とする議案を他の議案と明確に区別できるよう特定し、</li> <li>・当該議案に対する賛否を定めて、当該保有者及び他の保有者が当該議案について共同して議決権を行使することを内容とするもの</li> </ul> </li> </ul>
<p>現金決済型エクイティ・デリバティブ取引に関する規定の整備 （現金決済型エクイティ・デリバティブ取引に係る保有者該当性の要件の変更、現金決済型エクイティ・デリバティブ取引に係る保有株券等の計算方法の整備）</p>	<p>&lt;これまでの概要：本法律改正の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 株券等に係るデリバティブ取引に係る権利を有し、当該デリバティブ取引の相手方から当該株券等を取得する目的その他政令で定める目的を有する者について、保有者に含まれることになりました（法 27 条の 23 第 3 項 3 号）。</li> </ul> <p>&lt;今回：本政省令案等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 上記「政令で定める目的」には、①当該株券等の発行者が発行する株券等を取得する目的、②発行者に対してデリバティブのポジションを示して重要提案行為等を行う目的又は③デリバティブ取引の相手方が保有する議決権に影響を及ぼす目的があたります（政令案 14 条の 6 第 2 項）。また、QA14 で、当該デリバティブ取引のロングポジションを取得した時点では、当該株券等から生じる経済的な利益を享受する目的のみを有し、①～③の目的を有していない場合には、当該株券等の「保有者」には該当せず、その後、①～③のいずれかの目的を有するに至った場合には、その時点で当該株券等の「保有者」に該当することになるとされました。</li> <li>■ 現金決済型エクイティ・デリバティブ取引のロングポジションの保有者が、株券等の保有者とみなされる場合の株券等保有割合の計算方法は、府令案 3 条の 3 に規定されています。</li> </ul>
<p>みなし共同保有者の範囲の見直し</p>	<p>&lt;今回：本政省令案等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 役員兼任関係や資金提供関係など、一定の外形的事実がある場合として、以下が</li> </ul>

	<p>みなし共同保有者に追加されました(府令案 5 条の 3)。</p> <p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社と当該会社の代表者等</li> <li>・会社の代表者等が他の会社の代表者である場合における当該会社と当該他の会社</li> <li>・株券等を取得するための資金を供与した者と当該資金の供与を受けた者のうち一定の場合</li> <li>・株券を取得することを要請した者と当該者に当該株券等を譲渡する目的をもって当該要請に基づいて当該株券等を取得した者</li> <li>・重要提案行為等を行うことの要請(投資一任契約等に基づく投資権限に基づく指図を除く。)をした者と当該要請に基づいて当該重要提案行為等を行った者</li> </ul>
<p>大量保有報告書の記載事項の明確化等 (様式変更)</p>	<p>&lt;今回:本政省令案等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 現金決済型エクイティ・デリバティブ取引に係る保有者該当性の要件の変更に伴い、府令案第一号様式における保有株券等の内訳の項目に、金商法 27 条の 23 第 3 項 3 号の列が追加されました。</li> <li>■ 府令案第一号様式記載上の注意(10)「保有目的」に下記 b、c が追加されました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>b 重要提案行為等を現に行い、又は行うことを予定している場合には、その内容(例えば、当該重要提案行為等の具体的な内容、当該重要提案行為等を行う時期、当該重要提案行為等を行う条件、当該重要提案行為等の目的)について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。</li> <li>c 株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合増加させる行為(保有株券等の総数を増加させない行為を除く。)を行うことについての決定(報告書の提出者が法人である場合にあつては、その業務執行を決定する機関の決定)をしている場合には、その内容(例えば、取得を行う株券等の種類、時期、取得価格、数量、取得の目的、取得の方法、取得の相手方)をできる限り具体的に記載すること。大量保有報告書の提出又は株券等保有割合の増加を提出事由とする変更報告書の提出をする場合であつて、これらの報告書の提出義務が発生した日から 3 か月以内に株券等保有割合を 100 分の 5 を超える割合増加させる行為(保有株券等の総数を増加させない行為を除く。)を行うことを予定している場合も、同様とする。</li> </ul> </li> <li>■ 府令案第一号様式記載上の注意(14)「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」において、重要な契約の例示が下記のとおり追加・変更されました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 将来の株券等の移動に関する重要な契約又は取決め</li> <li>b 報告書の提出者が、法 27 条の 23 第 3 項 3 号に該当する者である場合における当該デリバティブ取引の概要</li> <li>c 共同して議決権その他の権利を行使することの合意がある場合における、当該合意の内容</li> <li>d 報告書の提出者と発行者が一定の合意を含む契約を締結している場合における、当該契約の概要及び当該合意の目的</li> <li>e 株券等を組合若しくは社団等の業務執行組合員等として保有又は共有している場合には、その旨</li> </ul> </li> <li>■ 下記の事項が府令案第一号様式における保有株券等の内訳の項目に追加され、</li> </ul>

	<p>または項目が変更されました。</p> <p>「株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数」</p> <p>「提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数」</p> <p>「保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数」</p>
<p>その他</p>	<p>&lt;今回:本政省令案等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 無議決権株式の大量保有報告書への記載方法及び保有株券等の数・株券等保有割合の計算方法が変更されました。具体的には、無議決権株式に係る株券等を保有している場合、大量保有報告書等においては、当該株式と引換えに交付される議決権のある株式に係る株券等の数を「保有株券等の数」として記載する必要があるとともに、「保有株券等の数」・「株券等保有割合」欄の記載にあたって、当該議決権のある株式に係る株券等の数のうち当該無議決権株式の数を超える部分について「保有潜在株券等の数」に加える必要があるほか、無議決権株式に係る株券等が含まれていることをそれぞれの欄の欄外に注記する必要があるとされました(府令案 5 条、QA7)。</li> <li>■ 新株予約権付社債券につき、交付される株券等の数が市場価額等に基づき決定される場合において、当該市場価額の変動「のみ」によって保有株券等の総数が増加する場合については、当該新株予約権付社債券の保有が大量保有報告書・変更報告書の提出義務対象から除外されました(府令案 3 条 2 号、府令案 9 条 2 号)。</li> <li>■ 法人の代表者の変更であって、当該変更の内容が国内においてインターネットの利用その他の方法により周知されている場合は変更報告書の提出を要しないとされました(府令案 9 条の 2 第 2 項 2 号)。</li> <li>■ 金融商品取引業者等が、株券等の取得の後における株券等保有割合が 100 分の 10 を超えることとなる株券等の取得を行う目的を有する場合は、特例対象株券等から除外される場合に追加されました(府令案 13 条 3 号)。</li> </ul>

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 加納 さやか ([sayaka.kano@amt-law.com](mailto:sayaka.kano@amt-law.com))  
弁護士 原口 夕梨花 ([yurika.haraguchi@amt-law.com](mailto:yurika.haraguchi@amt-law.com))  
弁護士 松岡 亮太郎 ([ryotaro.matsuoka@amt-law.com](mailto:ryotaro.matsuoka@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。